第１回
クリーン北広島推進審議会
議事録

令和６年 11 月 25 日（月）18 時 00 分　開会
北広島市役所　５階　委員会室

出席者：（委員）　石井会長・鈴木副会長・古川委員・髙橋委員・長谷川委員・山本委員
伊東委員・根岸委員・竹内委員・井関委員
（市）　阿部部長・山田次長・米村課長・藤本主査・三好主査・浅野主任

傍聴者：1 名

○事務局　定刻となりましたので、ただいまから令和 6 年度第 1 回クリーン北広島推進審議会を開催させていただきます。

初めに、本日の審議会ですが、委員定数 10 名のところ、全員出席されておりますので、北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 2 条第 5 項の規定により会議が成立していることを報告いたします。

次に、連絡事項を申し上げます。本日の審議会につきましても、議事録作成のため、録音を行いますので、発言の際には、会長に発言を求め、指名をされましたら、ボタンを押してランプが点灯していることを確認し、発言していただきますようお願いをいたします。

続きまして今年度、人事異動により、事務局の職員に変更がありましたので、紹介をさせていただきます。

それでは、条例施行規則の第 2 条第 6 項の規定に基づき、以後の進行につきましては石井会長にお願いしたいと思います。石井会長、よろしくお願いします。

○会長　それでは会議次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

まず本日の議事録署名委員の指名を行いたいと思います。署名委員とて名簿順に、古川委員と高橋委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

次に会議の公開について確認いたします。北広島市情報公開条例第 20 条の規定では附属機関の会議は公開するものとするとされていますので、本審議会についても原則公開といたしたいと思い考えますがいかがでしょうか。

（「異議なし）と発言する者あり）

「異議なし」との発言がありましたので原則公開とさせていただきます。それでは次第の (1) 報告事項、①令和 6 年度北広島市清掃事業概要について、ご説明をお願いいたします。

○事務局　（令和 6 年度清掃事業概要について説明）

○会長　ありがとうございました。それではこちらについて何かご質問等ございますか。

それでは、今回は令和5年度ですが、令和6年度になるとかなり書き替えなければいけないところがあると思います。例えば5ページ目から7ページ目に関しては、中継施設や千歳市の焼却施設に関する情報が入ると思われます。また、13ページ目のごみ処理フローもかなり変わります。

予算・決算のところでは、令和5年度のところがほかの年度よりも大きいですが、何か説明があってもいいと思います。

来年度作成時も、令和5年度にやったことを残しておくといいと思います。

減量・リサイクル等では、21ページ目の令和5年度実績報告の中で、広域化に伴うごみの分別の仕方の講習会や、セミナーについて記載する必要があります。また、25ページ目のグラフと表の数値が間違っておりまして、令和5年度のミックスペーパーが表では23万5,680キログラム、グラフは21万9,590キログラムになっていますので、修正をお願いします。

気になる点としましては、令和6年度実績から33ページ目の参考資料の項目が変わってきますので、データが例年と同様に続けて記載できる項目と、不連続になる項目とかが一つあるというところに注意が必要です。

また、事業系ごみも、直接千歳市の焼却施設に持っていくものと、北広島市のクリーンセンターに持っていくものがあるので、それも分けて書く必要があります。来年度は早めに準備しておくといいと思います。

それから、市民の皆様にお知らせしなければいけないデータがすごく大事ですので、参考資料にぜひとも加えてほしいのが、焼却施設での処理量です。年間または月ごとに、家庭系の処理量と、事業系の処理量を載せていただきたいと思います。

また、今回1リットルあたり2円から3円に上げたということで、審議会の資料には1人あたりの年間のごみ処理費用などの金額の記載がありましたので、そういったものを今後入れるか入れないかを検討していただきたい。費用の面で、3円に値上げしたことが妥当だったのかといったところがわかる形で入れていただければと思います。

それからもう一つ、エスコンフィールドから排出される事業系ごみの量がどれぐらいなのかということです。北広島市らしさというところで、エスコンフィールドのページが別枠であってもいいかなと思います。

もし次に新たな事業が増えた場合でも適正に処理されて資源化されていることがわかるような情報や、全体量に対して増加した割合などの情報について、これを機会に事業概要の内容について考えていただけるとありがたいと思います。検討できるもの進めていただければと思います。

○事務局　　会長のご指摘のとおり、令和7年度に作成する令和6年度実績の清掃事業

概要からはかなり大幅な変更があります。また、令和5年度はかなり金額の面でも他の年度と比べて大きく変わっていますので、そのような部分をわかりやすく修正したいと思っております。

○会長　　よろしくお願いします。こういった観点でこういった情報があった方がいいのではないかなど、現時点でお気づきの点があったらお願いします。

○委員 A　　学校教育での取組みがあると思いますが、21 ページの減量化推進事業の中で、どこの項目に入るのでしょうか。

○会長　　学校での出前授業や学校への啓発は入っていますか。

○事務局　　令和 5 年度実績報告の中には入っておりません。次の資料 2 で説明させていただく予定ですが、環境課の環境啓発事業として学校から依頼があり、授業の中で啓発しております。昨年度は3回実施しております。

○会長　　ありがとうございます。ごみとは別の地球温暖化などの枠組みの取り組みがあり、その中にごみの取組みもあるということですね。
北広島市では、環境全体に関する取組をまとめた冊子などはあるのでしょうか。

○事務局　　「北広島のかんきょう」というものがあります。生き物や気候などの話の中にごみの話も入っております。

○会長　　そこに今のことが記載されているということですね。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。次に進みます。
焼却処理開始後の進捗状況についてご説明お願いいたします。

○事務局　　（焼却処理開始後の進捗状況について説明）

○会長　　ありがとうございました。ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見、ご要望など、コメントを頂ければと思います。

○委員 A　　感想になりますが、先ほど冒頭で会長もおっしゃったように、スタートしたらどうなるかと私も思いました。私のまわりでも、初めはすごく戸惑った人が多かったです。ですが、いざ始まってみて、困ったことがあるか、今日 4、5

名に聞いてきましたけども、皆さん何も困ったことなく、慣れてしまえば大して変わらないと言っていました。ただ、緑の燃やせるごみと燃やせないごみの袋が 1.5 倍になってすごく高くなったねとは言っていました。これは焼却処理費の分高くなったのでしょうかと聞かれましたので、そうですよと言いました。

収集曜日も生ごみは週に 2 回ですが、高齢の方は週に 1 回でいいと言うんですね。小さい袋ができたから大した助かっていると言っています。大きな袋ですと貯めようがなかったんですが、小さい袋が今回できたので、それで間に合っていると言うんです。

あとは、燃やせるごみで一番多いのが紙だということに気がついたそうです。ミックスペーパーの袋はどこ行ってももらえるので、紙はその袋に入れれば、燃やせるごみで捨てるのは本当に少ないんだよねと言っていました。そういうことが、今回分別が変わって初めてわかったので、何も問題ないよとみんな言っていました。

ごみステーションもとてもきれいなんですよね。ごみが取り残されていることもなく本当に整理されています。

皆さん言っているのは、ごみ袋が 1.5 倍になり、高いからきちんと分別しているということです。ミックスペーパーに分別したら、こんなにもごみが少なくなるというのがわかり、そういうことに慣れてしまったら何も問題ないよということです。だから余り心配するはなかったかなと思いました。

出前講座のことになりますが、昨年度 45 回開催されたというのは、これは皆さんそれだけ関心があったということだと思います。

私は大曲ですが、戸惑うことや、改善してほしいということは何もでませんでした。

○会長　　ありがとうございます。そのほかの方いらっしゃいますか。

○委員 B　　団地の中の自治会のことです。今日も来る前にごみステーション 4 箇所分見てきたのですが、そのうちの 1 箇所に、粗大ごみが一つ置いてありました。通常粗大ごみは、電話で予約をして、処理券を貼って自宅前に置くのがルールですが、ごみステーションに持っていった方がいたということです。

お聞きしたいのは、その粗大ごみには警告シールが貼っていませんでしたので、何か月もずっと置きっ放しになっていることです。自治会の者が何度か市に電話したのですが、これは見せしめとして置いておきますというお返事とのことでした。また、油についてもごみステーションに置いた人がいまして、それも未だに置いてあります。これから冬にかけて雪が降ると、誰かが足を引

っかけてしまったら大変なので、そういったもののルールや、責任の所在が自治会にもあるのかどうかについてお聞きしたい。

○事務局　　ごみステーションでの不適正排出の事案と思われます。令和５年度までは、出された市民の方に気づいてもらえるように、ごみ収集員がルール違反で出されたごみに、理由を付記したシールを貼り付けた上で、それでも残ったごみは月末に回収しておりました。これは令和 6 年度も基本的には変わりありません。まずは一定期間、ルール違反であることが記載されたシールを貼って置いておき、出した方に気づいていただくということです。

これをやらずに市が回収してしまうと、出した方が気づかずに改善されません。令和６年度はルール違反の種類や理由によって、月末という一律の区分けではなく個別に判断して収集しているところです。

粗大ごみにつきましても最終的には回収をするということになっております。粗大ごみが一体どういうものなのか、違反のシールが貼られているものなのかというところもありますが、長い間放置されるというのは想定していないところでしたので、お気づきのステーションありましたら、環境課のほうにご連絡頂き、現地調査して何らか対応ができるかと思います。

○会長　　ありがとうございます。よろしいですか。

○委員 B　　指導のシールは貼っていませんでした。それに気づいたその自治会の役員が、市のほうに何回も電話しましたが、一向に処理してもらえないということでした。もう一度電話した方がよろしいですか。

○事務局　　あとで個別にお話を伺います。

○会長　　はい。この件はよろしいですね。他にいらっしゃいますか。

○委員 A　　除雪の補助のことについてお聞きしします。1 町内会に対して上限 1 万円ということですが、何箇所かあるごみステーション全てが対象になるものなのか、多くても少なくても上限 1 万円なのかどちらでしょうか。また、例えば有志の人にも対象になるのか伺います。

○会長　　事務局お願いいたします。

○事務局　　ごみステーションの除雪の補助の内容については、まず町内会の有志の方

に対する謝礼は想定しておりません。あくまで外部の事業者に除雪を委託することによって、ごみステーション管理の負担が軽減することを狙いとしております。

費用につきましては、委託費用の 2 分の 1 で上限が 1 万円となっており、これは一つの町内会での上限になります。例えば、一つの町内会でごみステーションを 5 箇所管理しているところにつきましても 1 万円の補助となりますし、20 箇所のごみステーションを管理している町内会も、現状では上限 1 万円となっております。

新たな補助制度をつくるとなると、予算面での課題や、制度構築に時間がかかってしまうということが懸念されたため、既存のごみステーション整備事業と同じ枠組みで、半額の補助を実施することを優先いたしました。

この中で、実際にどれぐらいニーズがあるのかというというようなところも確かめて、来年度、再来年度に、その状況を見ながら対応していきたいと考えております。

○会長　　ありがとうございます。

○委員 C　　今除雪の話題になったところで、私は町内会の総務で、今年度の除排雪の当番表を作成しました。そこで、どれぐらい負担が増えるのかと思いましたが、以前の週 2 回の収集日のときは、1 シーズンで 4 日間当番の出動でした。これは 2 件で 1 日っていうことで、今年度新しい体制も 2 件で、セットでこれが 10 日間ということでした。ほぼ 2.5 倍の負担で済んだということですから、思ったよりも負担が増えていないと思います。2 日連続の後、中には 8 日で済む人もおりましたので、そのような状況で、差額シールの 1 年間の延長でありますとか、かなりスムーズな移行ができているのかなと思っています。

○会長　　はい。ありがとうございます。実質的な負担に関しても具体的な数値が出てきてよかったなと思います。ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

○委員 D　　市の公式ラインの活用で使われている人の年齢や割合は分かるのでしょうか。

○事務局　　市公式ラインは広報課で所管しておりますので、今はお答えできかねます。後ほど確認させていただきます。

○会長　　ありがとうございます。これに関連しまして、現在市公式ラインアカウントは約 1 万人が活用されていますが、ごみ分別のチャットボットはすごく良い取組だと思います。

今までのチャットボットの発動件数や、質問の傾向などはわかりますか。

○事務局　　チャットボットでのお問合せ件数につきましては、膨大な量になりますので集計しておりませんが、ごみ分別についてのお問合せの中からご質問の件数は多いけど回答が未作成のものにつきましては新たに回答を作成し、定期的に更新を行っております。

この市公式ラインのチャットボットについては、AI が自動的に回答しているわけではなく、ご質問の履歴に基づいて職員が回答を作成しております。

○会長　　似た質問が来た場合でも、同じような回答をするという理解でいいですか。

○事務局　　はい、それぞれ回答を作成しております。

○会長　　回答が増えていけば増えていくほどチャットボットの性能が上がるということですか。

○事務局　　はい、おっしゃる通りです。

○会長　　はい。ありがとうございます。大変なご苦労をされていることがよく分かりました。

○委員 E　　その市公式ラインのことについて、私も利用しておりますが、少し違うものを入れると、全く受け付けていただけないということがあります。町内会の方からも、なかなか自分の思った回答が届かないという声を耳にします。私はこういう会に出てお話聞いていますので、これは手作業なのでお時間頂いているみたいですよという回答をさせていただいているのですが、皆さんすぐに回答がくるかと思っているようで、便利とは思いつつも、なかなか思ったようには出てこないという話は聞きます。早めにいろいろと回答していただけるような文言をつくっていただければと思います。

もう 1 点、差額シールについて、最近のお話ですが、ご自身も西の里に住んでいて、西の里にご実家があるお嬢さんが、ご実家を全て処分するということになったときに、古いごみ袋がたくさんあったそうです。以前から高齢者がたくさん買って持っているというお話をしたかと思いますが、差額シールが 1 年

間延長された話をご存知なくて、半分ほど捨てたという話を聞きました。延長したということを知らない方が結構いらっしゃるようです。

私も民生委員をやっておりますので、高齢者の方とお話することが多くありまして、広報もあまり見ず、携帯電話もお使いにならない方は情報がなかなか入ってきません。町内会の回覧版も、お隣に届けるのが大変で届けられない方がいらっしゃいます。それをどうしたらいいのか私もちょっと分からないのですが、もう少し差額シールが延びたということを、会館になにか貼るとか、町内会でも頑張りますがもう少しそういう情報の入らない方にお知らせできる方法がないのかと思っています。

○会長　　はい。ありがとうございます。事務局からコメントありますか。

○事務局　　市公式ラインにつきましては、始まったばかりのサービスでありますので、まだ発展途上な部分はありますが、適切な回答がないものにつきましては順次こちらで回答を作成し、回答パターンを増やしていけるよう努めてまいります。

差額シールにつきましては、差額シールの使用期限を延長したことを、広報やホームページ、町内会で回覧するごみ通信など、市が考えられる媒体での周知を行っております。また、差額シールを購入するときに目に入るように、チラシを作成して店頭への掲示を各店舗に依頼しております。まだ差額シールの延長についてまだ知らない方もいらっしゃる現状ですので、ほかの周知方法も検討してまいります。

○会長　　ごみステーションには掲示しているのでしょうか。

○事務局　　ごみステーションへの掲示はしていません。

○会長　　必ず本人が出しに行くのであれば、そこで目に入る可能性が一つあるかなと思いました。

行政と市民との情報のやりとりは永遠の課題ですが、できるだけ頻度を高めていくしかありませんね。ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

○委員 F　　4 ページ目の家庭ごみの組成分析の比較についてですが、意見と質問があります。これまでもこの審議会でも度々指摘されてきたことになりますが、再資源として活用できるごみが全体の 7 割以上を占めています。

今回は燃やせるごみの組成分析をされていて、前年度までと比較すると、確かに適正なごみの分別が促進されたということは分かります。7割5分あったのが7割に留まったということは本当にすばらしいことだと思っております。

その一方で、まだ7割もあるのかと残念な気持ちを感じております。これまではご存知のとおり、全て埋め立てており、千歳まで運搬費や燃料費もなく、焼却に伴う様々な費用がかからなかったわけです。だからこそ、燃やせるごみの中の資源ごみをどれだけ減らすかということが大きな課題だったのと思います。

7割5分が7割に減ったということは本当にいいことですが、それでもこんなに入っているのかという気持ちです。

私たち環境市民の会も、環境課様のご指導を受けまして、組成分析表を使い、何とかこれを再資源化するべく、分別を促すチラシを作成して配布させていただきました。これは本当に難しいテーマでもあるのですが、やっぱり燃やしてしまうともうこれは蘇りませんので、何とかしていただきたいと思っております。

次に質問になりますが、普通ごみと燃やせるごみは、厳密にいうと違うわけですが、前年度までの普通ごみの中で、普通ごみ以外として出さなければいけなかったものが、今年度から燃やせるごみに入った結果、適正ごみとなったり、燃やせるごみの割合が増えたりということはないのでしょうか。

○事務局　例えば布類が、前年度までは破砕しないごみの区分でしたが、今年度からは燃やせるごみに変わっております。ただ、この組成分析の内訳では、前年度も今年度も布類は拠点回収の項目入っております。

○会長　なかなかこのデータを見ると難しくて、例えば、割合で言えば委員Fのおっしゃるとおり、7割5分から7割という評価が正しいですが、3ページ目を見ていただきますと、ミックスペーパーの収集量は計画値を上回る見込みで、生ごみは計画値よりは下回りますが、前年度よりは増加しているということになります。

燃やせるごみは計画値よりも増加する見込みですので、計画値の出し方が、例えば、普通ごみ以外のものが燃やせるごみになったとしても、分別の協力度はある程度変わらないだろうということで出した値なのか、あるいは、計画値はごみ減量の計画に基づいて、毎年何%ずつ減っていくものということを加味して求めたものなのか、そういった計画値の求め方によって評価も変わりますが、予定よりも多いということになっています。

これで見ると年間で約 1,000 トン増加する見込みであることについてどう

評価するかが、問題かなと思います。

そうしますと、割合ではそうなっていますが、結局燃やせるごみは増加しているということになります。その辺がこの表の難しいところという気がしております。

計画値がどういった背景でできたのか、なかなか私も思い出せないのでコメントしづらかったのですが、その辺り今分かることはありますか。それともこれから考えてみないとわかりませんか。

○事務局　　まだ焼却を開始して半年ということもありまして、実際に 1 年間やってみて、実績を比較してみます。

○会長　　それもありますし、道央廃棄物処理組合に支払う負担金は、固定費と、実際の焼却量と両方で決まりますが、そういった経費も高くなり過ぎたら困りますよね。

さきほど焼却量といったものを清掃事業概要に掲載したほうが分かりやすいと言ったのは、そういった意味になります。これから考えていかなければいけない部分もあるので、解析を進めていただければと思います。

○委員 A　　今、ごみ処理の在り方について検討していましたが、それに並行して、ごみを出さないということについても、併せてやはり検討していく必要があると思います。

布類は、昔は友愛セールやバザーで着回ししていました。これが燃やせるごみになるということは、処理費の問題や、物を大事にするということ、これも併せて、今の紙ごみの処理の仕方なども進めていく必要があると思います。

今年度は友愛セールやバザーなどの衣類の着回しに関するイベントが何もないんですよね。ですからこういうことも併せて、市民団体などいろいろなところでね、工夫して物を大切にしていくということも考えていったほうがいいのかなと思います。

○会長　　はい、おっしゃるとおりだと思います。清掃事業概要に今まで目標値についてはあまり記載されていません。現在の廃棄物処理基本計画にでは、年度ごとの目標値が定められています。例えば、家庭系と事業系、資源ごみも合わせた全ての収集ごみを、1 人 1 日あたりで割るという指標がまずありますよね。

それから、家庭系だけで言えば資源を除いたものですよね。この二つが大きな指標だったと記憶しているのですが、そういったものの現状と目標値にどれぐらい差があるのかということですね。

清掃事業概要の 33 ページ目ですと、家庭系廃棄物の資源を除く 1 人 1 日あたりの数量が、466.89 グラムになっています。これは札幌市よりも 100 グラム多いです。生ごみ分別しているにもかかわらずです。これが 400 グラムを切れるように、目標の中でやれることをどんどんやっていくと、先ほどの焼却量もおのずと減っていくということになります。

このように目標を持ってやることはすごく大事なことですから、今までは埋め立てていたので、なかなかそういうところまで目が行かなかったのかもしれませんが、これからはそういった、廃棄物処理基本計画に記載してある目標値を守っていくという視点を持つことが、焼却量を減らし、負担金も少なくなる、ひいては処分量も少なくなり、資源量は増えてくるということにつながっていきます。

こういった形にうまく持っていけるように、常に目標を意識するというのはすごく大事かと思います。

○委員 F　布ごみとはまた別の話になりますが、家庭の庭から出る雑草などは、積んでおけば自然と分解されていくのですが、それをごみ袋に入れて燃やせるごみとして出しているというのはもったいないし、せっかくの有機物が台無しになってしまうという意見が議会でありました。

袋に入れて燃やせるごみで出すのは楽なのですが、輸送費も負担の割合も上がるでしょうから、何とかそれを分解する方策をやってもらったほうがいいのではないかと思っている次第です。

○会長　芝生や落ち葉ですか。あとは春先に雪が解けた後に出てくる落ち葉みたいなやつですね。事務局さんその辺についてはどうでしょうか。

○事務局　落ち葉や雑草、刈り草など、リサイクルされていく方がよいということはおっしゃるとおりかと思いますが、そういった処理の仕方の違うごみの分類を新たに一つ設定すると、どうしてもごみステーション収集のごみ収集車を 1 日あたり 1 台増やす必要があったり、集めてきた草をどこに置くのか、できた有機物を誰がどのようにして活用するだろうかといったような諸問題が出てきます。

こういった点については、どういうふうにやったらうまくいくか、常に考えながら廃棄物行政を進めているのですが、現状直ちには導入できるという状況ではないというのが今のお伝えした理由になります。

○会長　そのとおりですね。もしできるとすれば、拠点回収などの指定した場所に持

っていけば、共同で堆肥化できるかといったぐらいの話で、なかなか難しいですね。

例えば公園の事業系の剪定枝といったものはどうされていますか。

○事務局　枝木に関しては、家庭系についてはごみステーション収集、事業系については直接持ち込まれたものを、クリーンセンターに一時貯めておき、委託費用は掛かりますが、チップ化処理をして資源化している状況にあります。

例えば札幌市や石狩市ですと、落ち葉や刈り草も、一緒に持ってきて、堆肥にするような活用の仕方をしておりますが、一緒に処理したら、経済的なのか、車両の規模など様々な諸問題と関連して、実現が可能なのか、今のところ難しいのかといった検討を進めて判断していかなければならないと考えております。

○会長　はい。ありがとうございます。チャンスがあれば検討していただければと思います。

○委員B　今の話に付随しますが、散歩していたときに、ごみを捨ててはいけませんと書いてある旗がたっているにも関わらず車をとめて何かを捨てている人がいました。それをよく見ると枯れ葉だったんですよ。枯れ葉をスロープにたくさん捨てていたんです。それを注意していいのかどうかの判断がわかりませんでした。

粗大ごみや大きい電化製品などは駄目だと思っていましたが、枯れ葉なんですよ。そういうものは普通はごみステーションに置いておくものですが、そういう人を見かけたときどうしたらいいでしょうか。注意したほうがいいのでしょうか。

○会長　これは難しいですね。基本的には注意をするべきことになるでしょうね。

おそらくその方は、どうせ自然に戻るということでやっているんだと思うのですが、事務局さんコメントありますか。

○事務局　基本的には他の人の土地に自分が要らないもので価値がないものを捨てることは問題ですので、環境課にご連絡頂ければ見回りもしたいなと考えております。

○会長　みだりにごみを捨てちゃいけないという法律があります。人の土地でなくても、みだりにごみを捨ててはいけないんですね。そのほかございませんでし

ょうか。はいどうぞ。

○委員 A　　今の枯れ葉の問題ですが、枯れ葉は腐葉土になって肥料になります。
うちには庭があって、葉も落ちます。夫がネットを張っているので、それが自分の敷地に落ちるものですから、肥料になるんですよね。
私の知人も、庭の葉っぱが落ちるから、穴を掘って、そこで肥料にしていると言っています。
土があるところは、そのように肥料にできますが、マンションなど土のないところはいっぱいありますよね。
国道とかの道路は自然ですから仕方ないなと思っていますが、大変なところもあるんでしょうね。

○事務局　　道路や街路樹の落ち葉は、気がついた方がボランティア袋に入れて出してくださっていることもたくさんあります。あとは道路管理している土木事務所で、定期的に清掃しております。
ただタイミングが合わなければ、どうしても落ち葉が目立つなっていうところも当然あるかとは思います。

○委員 A　　街路樹を全て切ってしまったところありますよね。国道沿いで、札幌だったかと思うのですが。

○会長　　木が大きくなり過ぎて、車の運転に支障があるところは切りますね。ありがとうございます。ほかにご意見よろしいですか。次に進めさせていただいてまた皆さんからご意見頂ければと思います。
民間企業との連携、協定内容についてということで、資料の 3 説明お願いいたします。

○事務局　　（民間企業との連携協定の取組内容について説明）

○会長　　ありがとうございます。今の資料についてご質問あればお願いいたします。

○委員 A　　これは一般家庭の利用するための 3 社と締結したということなんですね。たまに不用品がないかということで巡回してくる、よく聞く悪質な業者に引っかかったりして、すごい問題になっています。
この 3 社は、市が協定を締結しているわけですから、私たちも利用できますか。一般の市民の方は、市が民間企業と協定を締結しているということを知ら

ないと思います。そのようなことをどのように市民に周知していますか。

○事務局　　まず、こちらのサービスについては、全てご家庭や、個人の市民の方を対象にしたサービスとなっております。基本的には協定を締結している 3 社ごとによってサービスも異なってくるのですが、例えばマーケットエンタープライズ株式会社様ですと、登録している買取り業者はマーケットエンタープライズ株式会社様が選定した業者となっておりますので、安全な業者となっております。

周知に関しては、3 社とも市での周知のほか、新聞社にプレスリリースでの周知も行っております。

基本的にはインターネットを使ったサービスになりますので、市のホームページを見ていただいて、市が紹介するという形での連携協定になっております。まずはインターネットが使えることが大前提で、ご興味がある方、利用される方は市のホームページからそれぞれのサイトに飛んで、それぞれの企業様のサービスを使っていただくといった内容になっております。

○会長　　基本的にはスマホやパソコンなどからインターネットで使うものですね。市のホームページからですとアクセス先が分かるということでよろしいですね。

○委員 E　　民間企業との協定は広報にも出ていましたか。今日初めてこういう資料頂いて、どのような協定なのか調べたのですが、全く到着しなかったんです。市のホームページの方でも調べたのですが、出てきませんでした。調べ方下手なのだろうと思うのですが、いっぱい私みたいな人がいるのではないかと思います。

もう少し簡単に、ラインでもホームページでも、ごみのこういった協定という感じで調べたらすぐに出てくるようになれば、市と協定しているから安心なところだというように一般市民は思うと思います。

なかなか到達できないと、広報に載っていても、きっと皆さんは理解できないかなと思うのですが、そういったインターネットなども拡大して、皆さんに周知していただければと思いました。以上です。

○会長　　いかがですか。

○事務局　　もちろん市のホームページでも、掲載はしております。ただ実際にこれを利用する方は、協定締結のページよりも、例えば粗大ごみや、パソコンなどが不

要になった時に、市のホームページのごみの出し方ですとか、小型家電のごみの出し方のページから見ることが多いと思いますので、そこから企業のホームページにリンクできるようになっておりますので、実際に使いたい方はそのような流れになるかと思います。

○会長　　委員Fさんどうぞ。

○委員 F　　私たちの会でも、3 月に生前整理と遺品整理の講演会を開いたところ、100人を超す方たちが参加して、非常に関心が高いです。そういう参加されている方はかなり高齢の方で、インターネットを使ったり、ホームページを見たりといったアクセスがなかなか難しい人たちなので、環境課さんのほうに問い合わせると、環境課さんから教えてくれるということをもっとPRしていただけないかなと思っております。

○事務局　　なかなかインターネットを使うのが難しい方もいると思いますが、協定を締結した企業様がやっているサービスは、インターネットでのサービスというのが大前提になっており、不要品を処分する際の選択肢を増やすという意味での施策となっております。

もちろん従前の市での粗大ごみの収集や小型家電の回収は継続してやっておりますので、そもそもネットを使うのが難しい方は、そちらを使っていただいても問題ありません。

○会長　　まずは大きく言えばラインも含めて、市民の皆さんに、粗大ごみに限らずどうやって今のインターネットなど、DX 化を進めていく中で、ごみに限らず教えるところがあったり、相談窓口があったりなど、そういったものを使いやすいような環境を整えるということが一つですね。

それから、何か動機づけがあって粗大ごみなどを出したいところに行くとしても、市民の皆さんとしては、インターネットの会社なので、顔も見えず非常に不安になっているというところでの安心感という意味では、これに限らず今後様々な協定を結んでいく中で、連携協定のページも別であってもいいのではないかなと思いました。

それからもう一つ、市がその連携協定を結んだことによって、どこまで安心かどうかを担保できるかということです。会社としては安心でも、トラブルは絶対に起こる可能性があるので、トラブル一つ一つに対して市が責任持てるのかというと、相対取引ですから恐らく持てないと思います。市としてはこういう理由で連携はしているけども、基本的なお客様との業者のトラブルは市

としては責任を持ちかねますということをどこかに明記しておかないと、市と連携協定を結んでいるから何かトラブルが起きても市が全部責任持ってもらえとなっても困りますよね。

今言った話を一度整理していく必要あると思いますが、これに関してコメントはありますか。

○事務局　　トラブルがあったときの対応については、協定書の中でも、協定を結んだ相手方の事業者様で対応していただくということを明記した上で協定を結んでおりますので、当市では一切の責任を負いかねます。

○会長　　連携協定の中で、市としてはリユース促進のためにホームページにその会社について掲載しているくらいの話であればそれまでですが、協定を結んでいるからどこまでも安心だと考える方もいらっしゃいますので、そのギャップをきちんと埋めたほうが良いと思いました。

○事務局　　市公式ホームページでもその点、わかりやすく明記させていただければと思います。

○会長　　誤解無きようお願いしたいと思います。

○委員A　　私もそのとおりだと思います。インターネットでいろいろ使える人は放っておいても自分で検索できますのでいいのですが、高齢者は一番引っかかりやすいし、情報も入ってきません。そういう人のために、やはりこういう情報というのを流したほうがいいのではないかなと思います。

それと、皆さん本当に市と協定を締結しているから安心だと思ってしまうと思いますが、いろいろな個人の問題でトラブルに発展していく場合もありますし、業者はここだけではないので、あまりこういう特定するのはどうなのかなと私自身は思っています。

それとインターネットを使えない人こそ守ってほしいと思います。

○会長　　台湾を例に挙げますと、台湾では地域の子どもたちが高齢者にスマートフォンやインターネットの使い方を教え、みんなが使えるようにそういったことをこつこつとやっています。

北広島市でも、例えば環境教育や地域のお祭りといったときに、子どもたちと、使えない方々が一緒になって、ごみの分別や、あるいは粗大ごみが出たときはこうするといいといったことを教え合うような機会を設けたら面白いの

かなという気はしますし､そういったNPOや市民団体さんが現れてくれると、市としてもいいかもしれません。

委員 F さんのところでそういったインターネットが得意な方と不得意な方をうまく会わせて教えあうとかやったらいかがしょう。

○委員 F　　我々は高齢化が進んでいまして、難しいですね。

○会長　　ネットが得意そうな団体はありますよね。

○委員 F　　生活クラブさんとかですね。

○会長　　そういうふうにして少しずつやっていくしかないですよね。

○委員 A　　この間、別な団体で催物ありましたが、ほとんどが高齢者だったんですね。市の広報の方が来て写真を撮りネットに載りますからねって言いましたが、みんなネットに載ったら見られないもんねと言っていました。

○委員 B　　クリーンタウン北広島を自治会・町内会みんなに配って、市も一生懸命出前講座をやって周知して、町内会の人や民生委員の人も一生懸命にやっているのですが、今出たように高齢者の方は見ていないんですよ。町内の回覧版も見ないで回す方もいます。

妻が民生委員をやっておりますが、高齢者の家を尋ねると、そんなの知らないわと言われ、1 から 10 まで説明して分かってもらっています。そういう方がたくさんいますので、こういったいい話は、民生委員の人たちにも教えてあげていただきたいんですね。この会にも民生の方は一人いらっしゃるのですが、高齢者の方のコンサルタントのようになってしまっていて、何でもかんでも民生委員に聞けば分かると思っている方が結構いらっしゃいます。

逆に言うと町内会の人たちは、個人情報があるから入っていけません。そういったジレンマがありますし、民生委員はよく研修もやっておりますので、こういういい話もちゃんと伝えてあげてほしい。こういう場合はこうですよとか、スマートフォンを操作して、こうやるとつながりますよといったように、実際民生委員の方が見本を見せなければいけませんが、高齢者の方は本当に、読みませんし、口で教えてあげるしかありません。

ぜひそのようにしていったらいいかなと思います。

○会長　　はい。ありがとうございます。民生委員の皆さんには本当にご苦労をおかけし

ていると改めて思いますね。

○委員Ｅ　　本当はここで発言するようなことではないのですが、本当お願いしたいのは、Wi－Fi を会館などで自由に使えるようにしていただかないと、教えてあげたくても教えてあげられず、そこが１番の難問なんですよね。

公共の施設なのにどうして使えないんだろうと思っております。

せっかくごみのラインがあって、お年寄りの方に教えてほしいと頼まれても、Wi－Fi が使えないと、スマホの回線ではうまく起動しないので、その場で教えてあげたり、会館や公民館に集まって教えてあげたりすることができません。やはり公共施設にはぜひともつけていただきたいと思います。

そうすれば、ごみのことでもうまく起動していく世の中になっていくのではないかなと思います。

○会長　　大事なことですね。はいどうぞ。

○事務局　　公共施設の Wi－Fi ですけれども、市庁舎の５階と１階についているということはご存知かと思います。ただ、施設を管理している課によって、ついてないこともありまして、市全体の中では大きな課題にはなっております。

今後は恐らく進んでいくとは思っておりますが、いつになるかはまだ申し上げられないところです。

○会長　　市の DX 化をどうやって進めていくかということと相まって、様々な問題に波及していきますので、大事なことだと思います。ありがとうございます。そのほかいかがですか。

鈴木副会長、全体を通してコメントをお願いいたします。

○副会長　　素晴らしい取り組みだったと思います。

○委員Ｇ　　企業代表ということで出させていただいております。

今回資料の中に企業系の書類は入っていないので、一概にはわかりませんが、新しい分別システムになってからは、引取りに来る許可業者の方が非常に厳しくなっています。お弁当の中身を燃やせるごみに入れると引取りできませんので、生ごみのほうに仕分けして、ルールどおり、会社としてはいっているのかなという気がします。これは、引取りに来ている許可業者さんのおかげかなと私は思っています。

あとは、ペットボトルは今までそのまま捨てていたものが、キャップとラベ

ルをきちんと剥がして、中も水で洗って分別もしているということは、企業としては流れ的にはきちんとやっているという気がします。

私は札幌市に住んでいまして、枯れ葉などは収集日が決まっていて、一応それで出しているのですが、それが何に使われているのか私は分かりません。

北広島市さんの方でやらない理由も私はわかりませんが、札幌市ではそういうことをやっています。

あと、ジモティー等については、やはり若い人、私の息子あたりの世代というのは、こういうものを頻繁にやっています。おもちゃなど、家庭のもののやりとりをやっていて、賢いなとは思いつつ、我々ができるのかというとなかなか難しいです。だからそれに関しては、自分でやるのもいいですが、若い人に聞いて教えてもらうとか、やってもらうとかにしたほうが、私はいいのではないかなと思います。

あと今は、ホームセンターなどですと、買い物をすれば引き取ってくれるというのもあるので、楽です。そういうものをうまく使ってやっていくしかないのかなと私は思います。

ホームページは危ないところもあるので、こういったところは大丈夫ですよというものを表示してもらえると、いいと思います。

○会長　　貴重な情報ありがとうございます。ちなみに札幌市は最終処分場の上に積んで堆肥化しています。

○委員 H　　さきほどごみステーションの除雪の話が出ていましたけれども、随分前に、私が町内会の役員に当たっていたときに、1 町内会に幾らか除雪のお金が来ますということになったことがありまして、結局町内会全部に公平にお金が行き渡るっていうことには足りませんでしたので、私が役員会に関わって、結局そのときは頼まなかったはずです。

その頼む時期も、たしか 11 月中に、2 月のこの時期に頼むとか雪が本当にその時期にあるかないかも検討して、それは実行できなかったという思い出がありました。

今回はこの 1 万円というお話がありますけれども、これも来年、町内会に今年 7 か所出していますから、その実績が町内会の役員さんに伝わってほしいなと思います。それによって、自分たち、例えば私の住んでいる町が、今年は手を挙げなかったとしても、来年に今年のことを聞いて、私たちの町内のところで使いたいと考えるだろうなと思います。

私の住んでいるところもだんだんと家が建ちまして、空き地に雪をママさんダンプで押せていたものが、できなくなってしまいました。そうすると、空き

地のあるところに押させてほしいなとは思うのですが、雪が解けるとごみがすごいですよね。そこの土地の持っている方はそういうこともきっと嫌だろうと思いますし、雪を押してはいけないことになっていると思っているのですが、そういうところに市が応援していただきたいなと思いました。

雪は融けた後のごみは、地主さんが片づけるのではなくて、町内会で使った土地に関しての片づけのことの応援を頂けるのでしたら、みんなでそこに雪を押させてもらえると考えながら、先ほど除雪の話を聞いていました。

あともう一つ、話は変わりますが、12 月から健保協会の保険証が全部マイナンバーに紐づけされますよね。私もまだ仕事に関わっているものですから、周りの話を聞くと、マイナンバーカードに移行してない人が結構いるということが分かったんです。

何でだろうと思うと、まだよく分からないから個人情報が出ちゃうというおそれのほうに意識が行ってしまっているようです。

ですがみんなそういうふうに IT のほうに全部移行していますので、高齢者でも利用しなくてはいけない時代になっているんですよね。

そういうのを思い起こすと、先ほどの連携協定も、市が提携しているということですごく安心感はありますが、問題が起きたときには個人と個人のことですということを、もっとはっきり伝えるべきだと思います。

分からないでは駄目な時代になってきたということです。

この会場で言うこととは少し違うかもしれませんが、年齢のいった人たちにも、勉強してついていかなければいけないということを、ソフトな感じで、いろいろなところから話を持っていけたらいいなと思って聞いていました。以上です。

○会長　　はい。ありがとうございます。全然ここの場でいいと思います。

そういった話も広くいろいろ意見聞いたほうが、いずれこれごみのほうにも返ってきますのでね。ありがとうございます。貴重なご意見だなと思います。

本当にこれはどこもそうなんですね。例えば、上士幌町が比較的町を挙げて DX 化を進めていまして、町中の地域交通を始めるにあたって、スマートフォンを持ってない人が町で何人いるのか調査をしました。そして持っていない人たちに、町中の地域バスを使ってもらうためにパッドを提供しています。

町ですから人数も少なく、市とは違いますが、そこまで特定して、パッドを渡して、地域バスのやり方も、アプリケーション的にどうやったら 1 番誰にでもわかりやすいかなどもかなり研究されていて、1 軒 1 軒教えて回って、町民みんなが使えるようにしたとのことです。やっぱりそこにはすごいコストがかかったと聞きました。

最初に皆さんに教え込むのは大変ですが、一度教えてしまえば、あとはもうそれでみんな使ってもらえます。

どの自治体さんも同じような問題を抱えているのですが、一線を超えるのは、結構な覚悟と労力とコストがかかります。

本当に委員 H さんのおっしゃるとおり、ごみに限らずそういう時代になったということなのかなと思います。

北広島市さんの DX 化に関しては、毎年少しずつでもやっていかないと進みませんので、ぜひともご検討頂ければと思います。

そのほかございませんか。ご意見頂いた方でも言い忘れたとか、これだけ言っておきたいという方はいらっしゃいませんか。はい。ありがとうございます。

それでは委員の改正について、事務局のほうからお願いいたします。

○事務局　　（委員の改選について説明）

○会長　　ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこれで今年度第 1 回審議会を終了したいと思います。皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。

≪20 時 00 分閉会≫

以上、会議の顛末を記録し、正確を期するためにここに署名する。

署名委員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿